

開 発 行 為 協 議 願 書

連絡先()

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を行いたく願います。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 仙台市長 <div style="text-align: center;">協議願出者 住 所 氏 名</div>		
開 発 行 為 の 概 要	1. 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	仙台市 区
	2. 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3. 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4. 工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名	
	5. 工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	6. 工 事 完 了 予 定 年 月 日	
	7. 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8. 法 第 34 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	9. そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許 可 (承 認) に 付 し た 条 件		
※ 許 可 (承 認) 番 号	年 月 日 仙台市 指令第 号	

- 備 考
- 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 - 5 ※印のある欄は記載しないこと。